

### Ⅲ 公共的施設及び特定公共的施設の解説

## 公共的施設及び特定公共的施設の解説

### 1 公共的施設（整備基準が適用される施設）

#### (1) 公共的施設の内容

条例第2条第2号において、「社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設」と定義され、これを受けて規則別表第1において詳細に定められている。

公共的施設については、新築等をしようとする者、既存施設の所有者及び管理者に、整備基準への適合努力義務（第15条及び第17条）が課せられている。

また、施設を整備基準に適合させた場合には、所有者又は管理者に維持保全努力義務（第19条）が課せられるとともに、適合証の交付を請求することができる（第18条）。

#### (2) 対象施設の考え方

- ①不特定かつ多数の者が利用する施設は全て対象である。（倉庫や店舗内の厨房、居室等の特定の者が利用する部分は対象外）
- ②バリアフリー法の対象建築物は全て対象である。

#### (3) 公共的施設の用途の判断

建築物については、原則として1棟ごとに、どの公共的施設に該当するかを判断する。なお、次の場合には注意を要する。

##### ①1つの建築物内に複数の用途がある場合

ア 建築物の主たる用途に付属して従たる用途に供する部分が設けられる場合は、主たる用途によりどの公共的施設に該当するかを判断する。

なお、建築物が相互に渡り廊下等で連絡されている場合も、それぞれを別棟として扱う。

##### (例) ・官公庁の場合

官公庁施設内に設けられた職員食堂や売店等は、店舗や飲食店ではなく、官公庁施設として扱う。

##### ・百貨店の場合

店舗、飲食店、ゲームセンター等に用途が細分されるが、物品販売業を営む店舗として扱う。

イ 建築物の内部が区画され、それぞれが主従の関係なく独立して使用される場合は、それぞれの用途ごとにどの公共的施設に該当するかを判断する。また、その建築物が「複合施設」に該当するか否かについても確認を要する。

(例) ・雑居ビルのように、1棟の建築物が複数の用途に使用される場合は、それぞれの用途ごとに分類して公共的施設の判断をする。

##### ②同一敷地内に用途上不可分の建築物が複数棟ある場合

それぞれの建築物の用途が不可分の場合は、敷地内の主要な建築物の用途により公共的施設の用途を判断する。

(例)・学校の場合

教室棟、管理棟、体育館などに区分されるが、それぞれの主たる用途はすべて教育施設であるので、それぞれの建築物について教育施設として扱う。

・宿泊施設の場合

離れの客室、別棟の浴室等も、全て宿泊施設として扱う。

・病院の場合

看護学校、看護師宿舍等が併設されている場合、これらは用途上可分であるから、それぞれ別敷地として扱う。

・共同住宅の場合

共同住宅は、1棟ごとにそれぞれ用途上可分であるから、物置等の付属建築物を除きそれぞれ別敷地として扱う。

## 2 特定公共的施設（届出手続の対象施設）

### (1) 特定公共的施設の内容

条例第20条第1項において、「公共的施設で、その種類に応じて規則で定めるもの」と定義され、公共的施設のうち一定規模以上の施設で、より多数の者が利用し公共性の高い施設をいう。

また、新築等をする場合には、知事へ事前の計画の届出（特定公共的施設新築等届出書）義務が課せられている（条例第20条）。なお、建築物の場合の届出に必要な書類、図面は、公共的施設整備計画表、付近見取図、配置図、各階平面図とし、建築確認申請事務と合せて実施できることとし、できるだけ事業者の負担軽減に配慮している。（規則第7条）

※バリアフリー法の適合義務が生じる建築物については、確認申請で審査を行うことから、特定公共的施設新築等届出は不要である。

### (2) 特定公共的施設の判定

①次のア、イにより面積算定を行い、特定公共的施設への該当の有無を判定する。

ア それぞれの棟ごとに面積算定を行う。

イ 公共的施設の用途の供する部分のすべてを対象として面積算定を行う。

\*例えば店舗の食品加工場や飲食店の調理場、倉庫、機械室等のバックヤードの部分を含めて面積算定を行う（店舗併用住宅等の住宅部分は除く。）。

\*自動車車庫の屋上部分の面積は算入しない。

②複合施設の場合の取扱い

複数の公共的施設からなる建築物で、各公共的施設のいずれもが単独では特定公共的施設に該当しない場合であっても、各公共的施設の用途面積の合計が1,000平方メートルを超える場合には、当該建築物の公共的施設の用途に供する部分を

特定公共的施設として扱うものである。

なお、特定公共的施設である複合施設に該当しない場合（用途面積の合計が1,000平方メートル未満）でも、複合施設内の各公共的施設のいずれかが単独で特定公共的施設に該当する場合は、当該特定公共的施設である部分及び当該特定公共的施設である部分に至る廊下、階段等の共用部分が特定公共的施設として届出の対象となる。

＊複合施設の場合の面積算定の考え方

複合施設の場合の用途面積とは、それぞれの公共的施設の用途に供する部分とその共用部分の合計である。この場合、共用部分の床面積は、各施設（公共的施設でない用途のものを含む。）の床面積であん分したものである。

＊面積算定の手順

ア その建築物内に存する施設を用途（公共的施設）ごとに分類する。

イ アの公共的施設ごとに用途面積を算出する。（同一用途の部分が複数ある場合はその面積を合算し、共用部分の面積は各施設の用途の床面積であん分して算入する。）

ウ イで算出したそれぞれの公共的施設に供する部分の面積が、特定公共的施設となる規模に該当するかを確認し、該当する場合は単独の特定公共的施設として整備する。

エ イで算出したそれぞれの公共的施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上ある場合は、特定公共的施設（複合施設）として整備する。

③建築物以外の特定公共的施設の場合

ア 公園等

公園等の敷地面積で算定する。この場合の敷地面積の中には、公園等として不特定多数の者に広く供用されている敷地の他に公園等の管理上必要な敷地も含まれる。

イ 路外駐車場

路外駐車場が特定公共的施設となるのは、「自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの」とされている。

自動車の駐車のために供する部分とは、駐車する区画の部分を行い、それ以外の車路等は除かれる。ただし、駐車のために供する部分と車路とが構造上判然と分離していない場合は、車路の面積を含めた面積とする。

④増改築等の取扱い

増築、改築、用途の変更（以下「増改築等」という。）の場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 増改築等の場合は、増改築等に係る部分の用途面積（既存部分の面積は算入しない。）により、特定公共的施設となるか否かを判断する。

イ アにより、特定公共的施設に該当した場合は、当該増改築等をする部分のみが整備及び届出の対象となるが届出審査に当たっては当該増改築を行う部分に至る経路も含めて整備することにより、はじめて条例の目的が達成されるので、

このような経路については、極力整備に努めるよう指導する。

ウ 増改築等の場合の届出図面は、既存部分を含めて1つの公共的施設全体について提出を求める。

※整備対象箇所の改修を伴わない大規模の修繕及び大規模の模様替えについては、届出を不要とする。

### 3 規則別表第1の構成について

別表第1の1は建築物について規定したものであり、同表の2はバリアフリー法第2条第1項第6号に規定する旅客施設（建築物及びそれ以外の施設）について規定したものであり、同表の3から5までは建築物以外の施設について規定したものである。

建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根、柱及び壁を有するものであるが、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上屋等は除かれている。

したがって、鉄道の駅舎、空港ターミナルビル等は、建築物であるが、福祉のまちづくり条例施行規則の改正（平成16年4月1日施行）に伴い、交通バリアフリー法で整備基準への適合が義務化された部分（新築及び大規模な改良）を除外し、大規模な模様替え・用途変更を対象とした。よって、別表第1の(6)を除外し、別表第1の2へ「公共交通機関の施設」としてまとめた。

なお、動物園及び植物園については、建築物である部分は別表第1の1の施設（文化施設）に該当し、建築物でない部分は同表の4の施設（公園等）に該当する。また、自動車車庫又は駐車場のうち、建築物であるものは別表第1の1の施設（自動車車庫）に該当し、青空駐車場等の建築物でないものは別表第1の5（建築物以外の路外駐車場）に該当する。

規則別表第1（第2条、第6条関係）の解説

1 建築物

(1) 社会福祉施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
<p>次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設</p> <p>ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>エ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設</p> <p>オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律129号）第38条第1項に規定する母子・父子福祉施設</p> <p>キ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設</p> <p>ク 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保事業の用に供する隣保館等の施設</p> <p>ケ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</p>	<p>全てのもの</p>

本条例は福祉のまちづくりを趣旨としており、「社会福祉施設はそのリード<sup>①</sup>役を果たすべき」との考えから、特定公共的施設の用途面積を「全て」とした。

各用途に該当する施設の種類又は定義は、次のページのとおりである。

施設名	施設の内訳、定義等
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
障害者支援施設	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び児童福祉施設を除く。)
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの
介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設
児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
隣保館等	無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うための施設
婦人保護施設	要保護女子を収容保護するための施設
これらに類する施設	上記の各施設と同様に扱うのが適当なもの (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、盲人ホーム、認知症対応型共同生活介護、母子健康包括支援センター、地域活動支援センター、福祉ホーム(通所系、住居系)等)

## (2) 医療施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所及び同法第 2 条第 1 項に規定する助産所	用途面積が 300 平方メートル以上のもの

この項では、病院、診療所、助産所を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 300 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

- ・病院及び診療所は、「医師及び歯科医師が、不特定多数の人のため医業又は歯科業をなす場所」であり、病室（患者の収容施設）の設置状況により分類され、患者 20 人以上の収容施設を「病院」といい、患者の収容施設を有しないもの又は患者 19 人以下の収容施設を「診療所」という。
- ・「助産所」とは、助産婦が不特定多数の人のためその業務をなす場所（病院及び診療所を除く。）をいう。

## (3) 官公庁施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
国、地方公共団体又は第 12 条各号に掲げる者が設置する施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの（他の項に掲げる公共的施設を除く。）	全てのもの

この項では、他の項に掲げる公共的施設に該当しない国、地方公共団体及び規則第 12 条各号に掲げる組合、公社等が設置する施設のうち不特定かつ多数の者の利用に供するものを公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。

具体的には、国の出先機関の庁舎や県の庁舎、市町の役場等である。

バリアフリー法上の特定建築物は、「保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物」に限られるが、本条例では、これに該当しない官公庁舎等も対象としている。ただし、清掃工場、給食センター、試験研究施設等のように不特定多数の者の利用の見込まれない施設は含まれない。（このような施設でも見学等が常に予定されるなど外部の者の利用が見込まれる施設は含まれる。）

また、設置主体が「国等」であっても、他の項に掲げる公共的施設に該当する場合は除かれ、整備基準の適用については、当該用途の公共的施設として取り扱われる。

なお、これらの官公庁施設については、条例第 28 条第 1 項の特例が適用されるため、県知事への届出は不要である。

#### (4) 教育施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校	全てのもの
イ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに類する施設	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校及びこれらに類する施設を公共的施設として規定し、学校教育法第 1 条に規定する学校については、そのすべてを、専修学校、各種学校及びこれらに類する施設については用途面積が 500 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

学校は、児童・生徒・学生、教職員の特定の者が利用し、主たる利用者が限定される施設である。しかし、本条例では、学校施設の地域住民への開放や、父兄参観等の来訪者も考えられ、災害時の避難場所としての学校の役割等から、生徒以外の者の利用も考えられるうえ、毎年、生徒、教職員等の人員の異動も行われる。

このようなことから、本条例では「不特定かつ多数の者の利用に供する施設」を広義に解釈し、対象を幅広くとらえて、学校についても公共的施設の範囲に含めたものである。

また、設置主体が「国等」である学校については、条例第 28 条第 1 項の特例が適用されるため、県知事への届出は不要である。

- ・「学校教育法第 1 条に規定する学校」には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園が該当する。
- ・「専修学校」は、学校教育法第 1 条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を目的として組織的な教育を行うものであり、修業年限が 1 年以上であること等の要件がある。
- ・「各種学校」は、学校教育法第 1 条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（他の法律に基づくもの及び専修学校を除く。）である。
- ・「その他これらに類する施設」とは、訓練又は養成を目的とする訓練校、専門校等が該当する。

#### (5) 文化施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館その他これに類する施設 イ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館、同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設その他これらに類する施設	全てのもの

この項では、図書館、博物館及びこれらに類する施設を公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。

なお、博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 31 条第 2 項に規定する博物館に相当する施設に該当する動物園又は植物園については、建築物以外の公共的施設である「公園等」に該当する。

- ・「その他これらに類する施設」とは、博物館法第 2 条第 1 項の規定により博物館の登録を受けているもの又は同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設以外の施設であって、博物館法によらない美術館、郷土資料館等が含まれる。

#### (6) 削除

#### (7) 宿泊施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供される施設	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供される施設を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

旅館業法第 2 条には、旅館業として「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の他に「下宿営業」が規定されているが、「下宿営業」は、小規模な施設であることが通常であり、1 月以上の期間を単位として宿泊料を受けて人を宿泊させる営業であり、旅館業法上も構造設備基準が他に比して簡素化されているなど扱いが異なるため、対象外としたものである。

なお、企業等の保養所でも、設備や利用形態から旅館業法上「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」と同様の取扱いをするものは対象となる。

#### (8) 娯楽施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場 イ マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックス その他これらに類する遊技施設	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、興行場及び遊技施設を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

- ・「興行場法第 1 条第 1 項に規定する興行場」とは、「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ又は聞かせる施設」と定義され、具体的には映画館、劇場、寄席、音楽堂、野球場、見世物小屋等の施設である。
- ・「その他これらに類する遊技施設」とは、ビリヤード場等をいう。

#### (9) 集会施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	全てのもの

この項では、集会施設を公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。

- ・「公会堂」とは、集会、会議等の目的で公衆の集合する施設であり、市民会館等の公の施設をいう。
- ・「集会場」とは、公会堂以外の不特定多数の人が集会等のために利用する施設をいう。
- ・宗教施設の礼拝堂は、檀家等の特定の人が集う施設であるから対象外と解する。ただし、宗教施設の礼拝堂を結婚式場等として利用し、不特定多数が利用する場合には集会場に該当する。
- ・近隣住民を対象とした公民館、集会所については、整備することが望ましいが、届出の義務はない。ただし、補助金申請等の理由での任意の届出を妨げるものではない。

(10) 展示施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
展示場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの

この項では、展示場を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が1,000平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

- ・「展示場」とは、資料、商品等を展示陳列する場所をいい、多目的のレンタルスペースや画廊等が考えられる。

(11) スポーツ及びレクリエーション施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、ダンスホールその他これらに類する施設	用途面積が1,000平方メートル以上のもの

この項では、体育館等の屋内のスポーツ施設を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が1,000平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

この項の対象となるのは体育館等の用途に供する建築物であるので、屋外のプール、スケート場、スキー場等は対象外である。

なお、体育館等のうち企業の従業員のみの福利厚生施設としての体育館等は含まれない。

また、スポーツを観覧するための施設は娯楽施設として扱い、スポーツ及びレクリエーション施設には入らないので注意が必要である。

学校内にある体育館等の場合は、原則として学校の一部として取り扱う。

- ・「スポーツの練習場」には、アスレチックジム、フィットネスクラブ、ゴルフ練習場、ダンスの練習場等が該当する。(会員制を含む)

(12) 環境衛生施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
イ 公衆便所 ウ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場	全てのもの

この項では、公衆浴場、公衆便所、火葬場を公共的施設として規定し、そのうち公衆浴場は、用途面積が 500 平方メートル以上のものを、公衆便所及び火葬場は、全てのものを特定公共的施設としている。

なお、用途面積は、公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計であるので、公衆浴場の場合は、浴室、更衣室、玄関だけでなく、ボイラー室のように当該施設と用途上不可分な部分も含めた面積である。（整備基準の適用は不特定かつ多数の者の利用に供する部分に限られ、ボイラー室等には適用されない。）

- ・「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉等を使用して、公衆を入浴させる施設をいい、対象としては、銭湯のほかサウナ、健康ランド等が考えられる。

(13) 公益事業を営む店舗等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 4 項に規定する郵便局 イ 簡易郵便局法（昭和 24 年法律第 213 号）第 7 条第 1 項に規定する簡易郵便局	全てのもの
次に掲げる公益事業を営む店舗 (ア) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業 (イ) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業 (ウ) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業 (エ) 社会福祉協議会、商工会議所、森林組合その他の公共的団体の事務所	用途面積が 300 平方メートル以上のもの

この項では、郵便局、簡易郵便局、公益事業を営む店舗及び公共的団体の事務所を公共的施設として規定し、そのうち郵便局及び簡易郵便局は全てのものを、公益事業を営む店舗及び公共的団体の事務所は、用途面積が 300 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

郵便局、簡易郵便局は、官公庁施設とのバランスを考慮して、すべての施設を特定公共的施設としている。

公益事業関係の建築物では、電気、電話、ガス事業の店舗が対象であり、保守・管理などのみを供する施設は含まれない。

一般の事業所や工場は、その利用者が従業員や出入りの業者等に限定されることから、公共的施設の対象外としているが、社会福祉協議会、商工会議所、森林組合等の公共的団体の事務所は、事業内容に公共性が高く、また、不特定多数の者の利用が見込まれるため対象とされたものである。

なお、公共的団体として森林組合が例示されているのは、農業協同組合、水産業協同組合は (14) の金融機関の店舗として規定されているためである。

(14) 金融機関の店舗

公 共 的 施 設	特定公共的施設
<p>次に掲げる金融機関の店舗</p> <p>ア 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行</p> <p>イ 長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 2 条に規定する長期信用銀行</p> <p>ウ 日本銀行法（昭和 17 年法律第 67 号）による日本銀行</p> <p>エ 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫</p> <p>オ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）による農業協同組合</p> <p>カ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する水産業協同組合</p> <p>キ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 2 号に掲げる信用協同組合</p> <p>ク 労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）による労働金庫</p> <p>ケ 農林中央金庫法（大正 12 年法律第 42 号）による農林中央金庫</p> <p>コ 株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）による株式会社商工組合中央金庫</p> <p>サ 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）による株式会社日本政策金融公庫</p> <p>シ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者</p> <p>ス 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者</p>	<p>用途面積が 300 平方メートル以上のもの</p>

この項では、金融機関の店舗を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 300 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

ここで対象になるのは、金融機関の店舗であり、金融機関の総務部等の内部機能のみを有する本社ビルやコンピューターセンターなど不特定多数の者の利用に供されないものは対象外である。

(15) 物品販売業を営む店舗

公 共 的 施 設	特定公共的施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。「その他の物品販売業を営む店舗」の中には、卸売業、小売業を営む店舗を広く対象として含むものである。

また、組合員制、会員制等であっても、不特定多数の者がそれぞれの組合員、会員等になる資格を有する場合、例えば生活協同組合の店舗のように事実上不特定かつ多数の者の利用が見込まれるものは対象となる。

(16) 飲食店等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
飲食店、喫茶店その他これらに類するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、飲食店、喫茶店その他これらに類するものを公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

・「その他これらに類するもの」とは、インターネットカフェ、まんが喫茶等をいう。

(17) サービス等を営む店舗

公 共 的 施 設	特定公共的施設
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、サービス業を営む店舗を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

・「その他これらに類するサービス業を営む店舗」の中には、サービス業を営む店舗を広く対象として含むものである。

(18) 自動車車庫

公 共 的 施 設	特定公共的施設
一般公共の用に供される自動車車庫（駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、一般公共の用に供される自動車車庫を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

ここでは、独立した建築物としての自動車車庫が対象であり、他の建築物に付属している駐車場は、それぞれの建築物の一部として取り扱う。

(19) 自動車教習所等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、自動車教習所等を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

「その他これらに類するもの」の中には、英会話教室、パソコン教室、茶道教室、手芸教室等生徒・会員を集めて講習等を行うものが考えられる。

(20) 複合施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
(1) から (3) まで及び (5) 及び (7) から (19) までの項に掲げる施設のうち異なる項に属するものが 2 以上存する建築物の当該施設の用途に供する部分	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの

この項では、(1) から (3) まで及び (5) 及び (7) から (19) までの項に掲げる施設のうち異なる項に属するものが 2 以上存する建築物の当該施設の用途に供する部分は「複合施設」という独立した公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 1,000 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

これは、個々の用途に供する部分だけでは特定公共的施設となる規模に達しない場合でも、その集合体の規模が大きい場合には特定公共的施設として届出の対象とする趣旨である。

(21) 共同住宅等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
一棟当たりの戸数が51戸以上の共同住宅又は1棟当たりの室数が51室以上の寄宿舎若しくは下宿	全てのもの

この項では、一棟当たりの戸数が51戸以上の共同住宅又は一棟当たりの室数が51室以上の寄宿舎若しくは下宿を公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。このため、50戸以下の共同住宅及び50室以下の寄宿舎若しくは下宿は、公共的施設にも特定公共的施設にも該当しない。

共同住宅は、集合住宅の一形式で一棟に2戸以上の住戸があり、柱、床、壁などの構造、廊下、階段その他の生活施設を共有しているアパート、マンションなどをいう。

共同住宅については、入居者である特定の者の共有物、あるいは、使用するものであり、店舗等とは性格が異なり、不特定かつ多数が利用するという性格は薄い。大規模な共同住宅や住宅団地の場合、障害者、高齢者を含むだれでも入居の機会を有し、また、だれでも訪問できるように整備を促進する必要があるとの考えにより、公共的施設の対象とされたところである。

寄宿舎とは、学校、事務所、病院、工場等の事業に付属する居住施設で、主として生徒、職員、従業員等のうち、単身者等を対象とする複数の寝室を有し、食堂、浴室等の共同施設が設けられたものをいう。このため、主要用途が「〇〇寮」となっている一室で一つの住居を形成する計画（キッチン、バス、トイレ付き）になっていれば共同住宅として扱う。

(22) 地下街等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街 イ 消防法施行令（昭和36年法律第37号）別表第1（16の3）項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの	全てのもの

この項では、地下街及びこれに類する施設を公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。

県内には消防法第8条の2第1項に規定する地下街は現在のところ存せず、消防法施行令別表第1（16の3）項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものが静岡駅前等にみられる。

(23) 事務所

公 共 的 施 設	特定公共的施設
事務所の用に供するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの

この項では、事務所を公共的施設として規定し、用途面積 2,000 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

ここでは設計上の自由度があり、設計変更等の措置が容易であること、社会的に公共的用途を含む規模として、用途面積 2,000 平方メートル以上を規定している。

なお、不特定多数の者が利用する部分がない場合は、特定公共的施設の対象とならない。

(24) 工場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
工場の用に供するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの

この項では、工場を公共的施設として規定し、用途面積 2,000 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

なお、見学ルートやショールームが設置され一般の者が訪れる場合のみ特定公共的施設の対象とし、従業員や関係取引先のみが訪れる場合（不特定多数の者が利用する部分がない場合）は対象とならない。

## 2 公共交通機関の施設のうち建築物以外の施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
バリアフリー法第2条第6号に規定する旅客施設（以下単に「旅客施設」という。）	全てのもの

この項では、公共交通機関の施設（鉄道駅、バスターミナル、港湾旅客施設、空港）で、バリアフリー法第2条第6号に規定する旅客施設を公共的施設と規定し、全てのものを特定公共的施設としている。

バリアフリー法第8条第1項の規定の適用を受けるもの公共的施設は整備基準の対象から除外している。

## 3 道路

公 共 的 施 設	特定公共的施設
道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみ的一般交通の用に供する道路を除く。）	全てのもの

この項では、道路法に定める道路（自動車専用道を除く。）を公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。

なお、道路法に定める道路以外の農道、林道等については、特定の者の一定の目的のために設置されるものであることから対象外とされた。

バリアフリー法第10条第1項の規定の適用を受ける公共的施設は整備基準の対象から除外している。

市街地開発事業、開発行為等に伴い新設されるもので完成後に道路法の手続がとられる予定のものについては、公共的施設には当たらないが、実際に新設する者と完成後の管理者が異なり、その後の改修により整備基準に適合させることは困難であるので、開発審査、引継協議等の機会をとらえて、整備基準への適合を指導するのが望ましい。

#### 4 公園等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
(1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法第 40 条に規定する児童遊園 (3) 港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地 (4) 博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設その他これらに類する施設 (5) (1) から (4) までに掲げる公共的施設以外の公園、緑地、動物園、植物園、遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が 2,500 平方メートル以上のもの	全てのもの

都市公園、児童遊園、港湾緑地、動物園・植物園及び公園・緑地・動物園・植物園・遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が 2,500 平方メートル以上のものを公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設として扱っている。この場合、有料、無料を問わず対象となる。

自然公園法に基づく国立公園、国定公園、自然公園は、主として自然の風景地を保護するために指定されたものであり、現状変更に一定の規制が課されており、本条例の整備基準の適合努力義務と相反することも予想されることから、対象外とされた。

バリアフリー法第 13 条第 1 項の規定の適用を受ける公共的施設は整備基準の対象から除外している。

なお、開発行為等によるもので完成後に都市公園等として移管されるものは対象にはならないが、行政指導等により整備基準への適合を指導することが望ましい。

## 5 建築物以外の路外駐車場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、路外駐車場を公共的施設として規定し、そのうち自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

本項の路外駐車場は、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。このため、特定の者が利用する月ぎめ駐車場や一般に開放していない事業者の専用駐車場、共同住宅の居住者専用駐車場等は該当しない。

また、機械式駐車場については、構造上整備基準への適合は困難であるため、整備の対象から除外している。

- ・バリアフリー法第 11 条第 1 項の規定の適用を受ける公共的施設は整備基準の対象から除外している。
- ・「路外駐車場」とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。